

盛岡市球技場条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																		
<p>○盛岡市球技場条例</p> <p>平成11年3月29日条例第29号</p> <p>改正 略</p> <p><u>令和7年 月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市球技場条例</p> <p>第1条から第7条まで 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>第9条から第20条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p><u>附 則 (令和7年条例第 号)</u></p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の盛岡市球技場条例の規定は、この条例の施行の日以後にする盛岡市球技場条例第5条第1項の許可に係る使用料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理する球技場にあっては、その利用に係る料金。以下同じ。）について適用し、同日前にした当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。</p> <p>別表（第8条関係）</p> <p>(1) グラウンドの使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>一般</th><th>高等学校生徒以下の者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金を徴収しない場合（1面につき1時間までごとに）</td><td>15,000円</td><td>7,500円</td></tr> <tr> <td>料金を徴収する場合（1面につき1時間までごとに）</td><td>60,000円</td><td>30,000円</td></tr> </tbody> </table>	区分	一般	高等学校生徒以下の者	料金を徴収しない場合（1面につき1時間までごとに）	15,000円	7,500円	料金を徴収する場合（1面につき1時間までごとに）	60,000円	30,000円	<p>○盛岡市球技場条例</p> <p>平成11年3月29日条例第29号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市球技場条例</p> <p>第1条から第7条まで 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>第9条から第20条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>別表（第8条関係）</p> <p>(1) グラウンドの使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>一般</th><th>高等学校生徒以下の者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金を徴収しない場合（1面につき1時間までごとに）</td><td>10,000円</td><td>5,000円</td></tr> <tr> <td>料金を徴収する場合（1面につき1時間までごとに）</td><td>40,000円</td><td>20,000円</td></tr> </tbody> </table>	区分	一般	高等学校生徒以下の者	料金を徴収しない場合（1面につき1時間までごとに）	10,000円	5,000円	料金を徴収する場合（1面につき1時間までごとに）	40,000円	20,000円
区分	一般	高等学校生徒以下の者																	
料金を徴収しない場合（1面につき1時間までごとに）	15,000円	7,500円																	
料金を徴収する場合（1面につき1時間までごとに）	60,000円	30,000円																	
区分	一般	高等学校生徒以下の者																	
料金を徴収しない場合（1面につき1時間までごとに）	10,000円	5,000円																	
料金を徴収する場合（1面につき1時間までごとに）	40,000円	20,000円																	

改正後	改正前												
<p>備考</p> <p>1 「料金を徴収する場合」とは、使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。</p> <p>2 グラウンド1面の2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。</p> <p>3 <u>市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。</u> <u>ただし、当該使用が料金を徴収する場合に該当する場合は、この限りでない。</u></p>	<p>備考</p> <p>1 「料金を徴収する場合」とは、使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。</p> <p>2 グラウンド1面の2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。</p>												
<p>(2) 会議室及びウォーミングアップ室の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室（1室につき1時間までごとに）</td><td>750円</td></tr> <tr> <td>ウォーミングアップ室（1室につき1時間までごとに）</td><td>750円</td></tr> </tbody> </table>	区分	金額	会議室（1室につき1時間までごとに）	750円	ウォーミングアップ室（1室につき1時間までごとに）	750円	<p>(2) 会議室及びウォーミングアップ室の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室（1室につき1時間までごとに）</td><td>500円</td></tr> <tr> <td>ウォーミングアップ室（1室につき1時間までごとに）</td><td>500円</td></tr> </tbody> </table>	区分	金額	会議室（1室につき1時間までごとに）	500円	ウォーミングアップ室（1室につき1時間までごとに）	500円
区分	金額												
会議室（1室につき1時間までごとに）	750円												
ウォーミングアップ室（1室につき1時間までごとに）	750円												
区分	金額												
会議室（1室につき1時間までごとに）	500円												
ウォーミングアップ室（1室につき1時間までごとに）	500円												
<p>備考</p> <p>1 この表は、会議室又はウォーミングアップ室のみを使用する場合について適用する。</p> <p>2 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。</p>	<p>備考 この表は、会議室又はウォーミングアップ室のみを使用する場合について適用する。</p>												
<p>(3) 附属の設備の使用料</p> <p>ア 放送設備一式 1日につき 1,500円</p> <p>イ 移動式電光得点板 1日につき 1,500円</p> <p>ウ 照明設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金を徴収しない場合</td><td>1,500ルクスの照度で点灯</td><td>30,000円</td></tr> </tbody> </table>	区分	金額	料金を徴収しない場合	1,500ルクスの照度で点灯	30,000円	<p>(3) 附属の設備の使用料</p> <p>ア 放送設備一式 1日につき 1,000円</p> <p>イ 移動式電光得点板 1日につき 1,000円</p> <p>ウ 照明設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金を徴収しない場合</td><td>1,500ルクスの照度で点灯</td><td>20,000円</td></tr> </tbody> </table>	区分	金額	料金を徴収しない場合	1,500ルクスの照度で点灯	20,000円		
区分	金額												
料金を徴収しない場合	1,500ルクスの照度で点灯	30,000円											
区分	金額												
料金を徴収しない場合	1,500ルクスの照度で点灯	20,000円											

改正後			改正前		
(1面につき1時間までごとに)	する場合		(1面につき1時間までごとに)	する場合	
	500ルクスの照度で点灯する場合	15,000円		500ルクスの照度で点灯する場合	10,000円
	200ルクスの照度で点灯する場合	10,500円		200ルクスの照度で点灯する場合	7,000円
	100ルクスの照度で点灯する場合	2,250円		100ルクスの照度で点灯する場合	1,500円
	料金を徴収する場合(1面につき1時間までごとに)	1,500ルクスの照度で点灯する場合		1,500ルクスの照度で点灯する場合	80,000円
		60,000円		500ルクスの照度で点灯する場合	40,000円
		42,000円		200ルクスの照度で点灯する場合	28,000円
		9,000円		100ルクスの照度で点灯する場合	6,000円

備考

- 「料金を徴収する場合」とは、使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- グラウンド1面の2分の1を点灯する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。
- この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

備考

- 「料金を徴収する場合」とは、使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- グラウンド1面の2分の1を点灯する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。